

令和7年度第5種共同漁業権魚種の目標増殖量に係る委員会指示の見直しについて

- ①令和6年1月23日付け「第5種共同漁業権に係る目標増殖量等の考え方について」に基づき、過去の放流実績、漁場や資源の利用状況及び組合の経済的負担能力等を勘案し、目標量の見直しを行う。
- ②令和6年10月25日、手賀沼産水産物のコイ、ギンブナ及びモツゴについて、国の出荷制限指示等が解除され、全ての魚種の操業が再開することに伴い、手賀沼漁協及び我孫子手賀沼漁協に係る内共第7号の指示の発出を再開する。

1 コイ

コイは、KHVまん延防止のための移動制限があるため、増殖方法を産卵床の設置とし、令和6年度から委員会指示の発出を再開した。

【考え方】

○産卵床の設置の効果は、1㎡当たり12kgとする。

$$\left(\begin{array}{l} \cdot \text{産卵床 1 } \text{m}^2 \text{ 当たりの換算放流稚魚数 36 尾（水産庁の増殖指針より）} \\ \cdot \text{漁獲サイズの 4 歳魚 1 kg までの生残率 33.4\%（県内水面水産研究所試算）} \\ \therefore 36 \text{ 尾} \times 0.334 \times 1 \text{ kg} = 12 \text{ kg} / \text{m}^2 \end{array} \right)$$

- (1) 実績は目標量を上回ったものの産卵を確認できなかった漁協もあるため、令和7年度の指示量は令和6年度と同じとする。
- (2) 手賀沼、我孫子手賀沼漁協の令和7年度の目標量は、直近（令和4年）の漁獲量がないため、産卵床1㎡を目標量とする。

2 ふな

【考え方】

○種苗放流と産卵床設置によるものとする。

○産卵床設置にあたっては、水産庁・（独）水産総合家研究センター中央水産研究所発行の「溪流魚、アユ、コイ・フナ、ウグイ、オイカワの人口産卵床の増殖指針」を適用し、設置面積1㎡当たりふな種苗1.91kgとして換算する。

- (1) 内共第7号の手賀沼漁協、我孫子手賀沼漁協については、出荷制限指示等が解除されたものの、操業の見通しが立っていないことから、前年と同じ目標量（遊漁利用分のみ）とする。
- (2) 目標量に達していない佐原漁協の内共第10号並びに北総漁協及び笹川漁協の内共第11号については、制限指示等が解除以降も操業者の減少及び操業自粛により資源の利用は僅かであること、厳しい経営状況を踏まえ、利用した資源を添加する考え方から指示量を50kgとする。

3 うなぎ

【考え方】

○内共第 7 号については、指示を再開するが、平成 30 年度の種苗単価の高騰等による目標量見直し（3 割減）の考え方^①を適用するとともに、組合の経営状況を考慮し、操業自粛前の組合員数からの減少率に応じて数量を見直す。

○目標量に達しておらず、出荷制限指示等の解除後も資源の利用が少ない組合については、操業自粛前の組合員数からの減少率に応じて数量を見直す。

- (1) 手賀沼漁協の内共第 7 号については、制限前の 200kg を基本とし、過去の目標量見直しの考え方 (①) を適用 (140kg) するとともに、組合の厳しい経営状況を考慮し、操業自粛前の組合員減少率 (約 4 割) に応じて減じ、80kg とする。
- (2) 我孫子手賀沼漁協の内共第 7 号については、制限前の 40kg を基本とし、過去の目標量の見直しの考え方 (①) を適用 (28kg) するとともに、組合の厳しい経営状況を考慮し、操業自粛前の組合員減少率 (約 3 割) に応じて減じ、20kg とする。
- (3) 笹川漁協の内共第 11 号については、令和 5 年に出荷規制が解除されたが、資源利用は僅かであること、組合経営が逼迫していることを踏まえ、令和 6 年度の 70kg から、自粛前の組合員数の減少率 (約 3 割) に応じて減じ、50kg とする。

4 わかさぎ

内共第 7 号（手賀沼漁協、我孫子手賀沼漁協）について、指示再開にあたり関係組合に聞き取りをしたところ、積極的に増殖に取り組みたいとの意向を踏まえ、令和 7 年度の指示量は出荷制限前を維持して指示を再開する。